

す。もちろんさまざまな関係者の「まいらいふ」発行に対する熱意と努力の賜物でもあつたことも間違いありません。それは、その後幾つもの地方新聞社や大学から追随のための問い合わせがありながら、実際にはどこもそれをなしえなかつたことを見ても明らかです。

(財) 肥後医育振興会は「まいらいふ」事業が生む収益によって十年余に亘る活動を持続することができ、今年一月の公益財団法人への移行を果たしました。ところが、公益法人となると、一つひとつの事業について費用と収益が釣り合っているという「收支相償」の規定が適応されることになり、たとえ他の全ての面で公益事業の条件を満たしている事業でも、収益が大きすぎる場合には収益事業に分類しなければなりません。

このため「まいらいふ」事業は、公益認定申請の際、公益事業と位置付けることはできませんでした。そして、公益財団法人を維持していくには、毎年の公益事業費が全事業費の五〇%を超えないければならないので、いずれにしてもこれまでのように高収益を上げる形での「まいらいふ」事業は続けることが難しくなつてきていきました。ですから熊本日日新聞社や電通九州のみならず、(公財) 肥後医育振興会としても「まいらいふ」事業に関しては見直しの必要が出ていたのです。この事業は、健康・医学・医療の重要性と、その学問の近年の急速な進歩を、県

民に周知させたものとして、熊本県が誇る歴史的な事業になつたものと確信しています。この間「まいらいふ」事業にかわつてこられた全ての皆さんに対したことを見ても明らかです。

(公財) 肥後医育振興会から厚く御礼申し上げます。

平成二十二年度からは別項に記載している総合情報紙「あれんじ」の執筆監修の一部を担当することになり、県民への健康・医学・医療情報の提供は続けています。ただし、財源としての役割は大きく低下いたします。

(公財) 肥後医育振興会は、新しい法人法が描いている寄附に依存した公益事業実施主体となつていくことになります。

常任理事（庶務担当） 山本 哲郎

ハンセン病関連資料収集事業 の終了について

肥後医育振興会で、「ハンセン病関連資料収集事業」が始まったのは、平成十三年十月のことでした。同年五月にハンセン病国賠訴訟において「らい予防法」の違憲判決が出たのを受けて、熊本県が県の施策調査を行うことになったのがきっかけで、当初は半年の予定でした。有識者を招いて意見を聞き、県の担当者や財団の担当教授の下、手探りで手法を考えることから始まつた調査で、県内にはハンセン病に関連する史跡や資料が沢山残つているが、それらの把握や整理が進んでいないこと、また「らい予防法」が成立してから百年近くが経過して、当

時の状況を知る人も少なくなり、歴史をきちんと残すには急いで取り掛からねばならない時期が来ていることなどが理解されました。

当初半年だつた調査は、これらの状況に対する県の理解と協力を得て一年半に延長され、平成十五年三月に報告書が提出されました。

この時点では、県内のハンセン病関連施設での資料の保管状況や、熊本県のハンセン病の歴史における主だった事項が明らかになりました。同時に、ここまで調査に止まらず、早急に資料の収集や保管あるいは活用に関する取り組みが必要であるとの課題も浮き彫りになつてきたのです。

平成十五年夏、私立療養所待労院診療所の協力を得て、ハンセン病資料の収集・整理・活用を模索するためのデータベース化事業が立ち上りました。以降平成二十一年三月まで五か年半に亘つて事業が行われました。この間に、熊本県内では国立療養所・私立療養所共に資料閲覧のための施設が設置され、また二〇〇九年に施行された「ハンセン病問題基本法」で「資料等の保存等」に関する項目が謳われるなどハンセン病関連資料に対する取り組みの必要性は少しずつ認められてきていると思われます。一方で、現実的に資料の収集や保存や活用のためには、国立ハンセン病資料館をはじめとする関連施設とのネットワーク構築や、セキュリティに関する議論の積み重ねなど、多くの課題が今後解決されていく必

要があります。

最後に、この事業では熊本県や関連施設をはじめ多くの方々の協力を長きに亘りいただきました。深く感謝の意を表したいと思います。本当に有難うございました。

熊本保健科学大学長 小野 友道

第十一回人体解剖学実習セミナー・熊本開催報告

平成十一年度以来、形態構築学分野（旧解剖学第一講座）では、熊本大学大学院生命科学研究部、同医学部のご理解と、歴代学長のご支援ご協力、更に肥後医育振興会のご助成とご後援を頂いて、人体解剖学の研修を行う機会を設けてきました。

第十一回人体解剖学実習セミナー・熊